奈良県奈良しごとiセンター無料職業紹介業務運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。) 第29条に基づき、奈良県が奈良県高田しごとiセンター無料職業紹介所(以下「本 事業所」という。)で行う無料職業紹介業務について、必要な事項を定める。
- 2 本事業所では、県内産業の振興に向け、県内企業の経営革新や技術革新等に向けた 人材確保ニーズに応えるため、無料職業紹介業務を実施する。

(求人の申込)

- 第2条 本事業所は、求人の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、 すべて受理するものとする。
 - ① 申込みの内容が法令に違反するとき
 - ② 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき
 - ③ 賃金、労働時間、その他労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不適当であると認められるとき
 - ④ 一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)に違反のあるとき
 - ⑤ 暴力団員などによる求人であるとき
 - ⑥ 第11条に掲げる職種、地域及びその他の項目に該当しないとき
- 2 求人の申込みをしようとする者は、求人票(様式1)に必要事項を記載して本事業所に提出するものとする。

(求職の申込)

- 第3条 本事業所は、求職の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、 すべて受理するものとする。
 - ① 申込みの内容が法令に違反するとき
 - ② 第11条に掲げる職種、地域及びその他の項目に該当しないとき
- 2 求職の申込みをしようとする者は、求職票(様式2)に必要事項を記載して本事業所に提出するものとする。
- 3 求職申込みは、本人が直接来所して行うことを原則とする。

(労働条件の明示)

第4条 求人者は、求人の申込みに当たり本事業所に対し、本事業所は、紹介に当たり 求職者に対し、その従事すべき業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件をあら かじめ書面の交付により明示しなければならない。

(紹介の原則)

- 第5条 本事業所は、求職者に対し法第2条に規定される職業選択の自由を踏まえ、求職者の能力に適合する職業を紹介するように努めるものとする。
- 2 求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものと する。
- 3 求職者を求人者に紹介する際は、紹介状(様式3)をもって行う。

(採否の報告)

第6条 求人者及び求職者は、本事業所が行った職業紹介の結果、雇用関係が成立した場合 (採用が内定した場合を含む。) または不成立となった場合は、それぞれ速やかに本事業所にその結果を報告しなければならない。

(労働争議に対する介入)

第7条 本事業所は、労働争議に対する中立の立場から、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

(秘密の厳守)

第8条 本事業所は、法第51条の2の規定に基づき、職業紹介の業務上、求職者及び 求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密として、これをほかに漏らしてはなら ない。

(均等待遇)

第9条 本事業所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的取扱いを一切行ってはならない。

(職業紹介責任者)

- 第10条 本事業所は、職業紹介に係る次に挙げる事項を統括管理させるため、職業紹介責任者を置くものとし、奈良県奈良しごとiセンター所長をもってあてる。
 - ① 求人者及び求職者からの申し出を受けた苦情の処理に関すること
 - ② 職業紹介に係る求人者及び求職者の個人情報の管理に関すること
 - ③ 求人及び求職の申込の受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導に関すること
 - ④ 職業紹介の調整に関すること

(取扱対象者・取扱職種・取扱地域)

- 第11条 取扱対象者、職種及び地域は次の各号のとおりとする。
 - ① 対象者

若者 35歳未満 (40歳代前半までの不安定就労者含む) 外国人材 高度専門人材

② 職種

全職種(但し、医師の職業、看護師、准看護師、保健師、助産師、「看護学校・養成所等において看護資格をもって教育を行う業務」、社会福祉関係事業従事者及び社会福祉関係事業に従事しようとする者(関係事業:介護保険事業、障害者自立支援法に基づく事業、地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所、行政が実施する相談所)を除く。)

③ 地域

ア求人奈良県イ求職国内

(その他)

- 第12条 本事業所が職業安定法に基づく広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行わない。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本事業所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する、または当該情報の時点を明らかにする措置を講じるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務に関し必要な事業は、別に定める。

附則

- この規程は、平成23年6月1日より施行する。
- この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- この規程は、令和5年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年11月26日より施行する。